

## 第 20 回高知県屋外広告物審議会 議事録

平成 31 年 3 月 13 日（水）10 時～11 時

オーテピア 4 階 研修室

### 《出席者》

審議会委員：岡崎委員、田原委員、松井委員、大倉委員、重山委員、楠瀬委員（計 6 名）

幹 事：道路課長（代理）、都市計画課長、文化財課長、県警本部生活環境課長（代理）  
ほか（計 5 名）

事 務 局：高知県土木部都市計画課（計 5 名）

合計 16 名

---

### （事務局）

定刻になりましたので、ただ今より第 20 回高知県屋外広告物審議会を開催いたします。私、本審議会事務局の高知県土木部都市計画課課長補佐の秋元でございます。本日は、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は、資料－1 出席者名簿 A4、資料－2 配席、資料－3 議案書、資料－4 議案説明資料、資料－5 高知県屋外広告物条例及び施行規則、以上よろしいでしょうか。

本日は、平成 30 年 10 月 1 日の委員改選後、初めての審議会となっております。

議事に入ります前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。まず、ご出席の委員の方からご紹介いたします。

高知県広告美術協同組合理事長の岡崎委員様、高知県広告美術協同組合副理事長の田原委員様、国際デザイン・ビューティーカレッジ非常勤講師の松井委員様、高知工科大学社会システム工学群教授の重山委員様、高知県建築士会女性部会相談役の楠瀬委員様、カラーオフィスパーソナル代表の大倉委員様、なお、高知商工会議所常議員の広末委員様、弁護士の中橋委員様、高知こどもの図書館理事の田島委員様につきましては、本日、所用のため欠席されております。委員のご紹介は以上でございます。

本日は、当審議会委員 9 名のうち 6 名のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が高知県屋外広告物条例施行規則第 35 条第 4 項に定める成立要件「委員の過半数の出席」を満たしていることを、ご報告いたします。

それでは、ただ今から議事に移らせていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように委員改選後、初めての審議会となりますので、まず会長を選出していただく必要がございます。

当審議会の会長の選出については、高知県屋外広告物条例施行規則第 34 条に、委員の互

選により定めることになっております。

会長に推薦される方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

(田原委員)

大倉委員を推薦します。

(事務局)

ただいま、大倉委員の推薦がございましたが、他にご推薦はございませんでしょうか。

無いようですので、当審議会会長として、大倉委員に同意していただける方は、挙手をお願いいたします。

賛成多数のため、会長は大倉委員に決定いたします。それでは、会長に選任されました大倉委員様は、会長席への移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、高知県屋外広告物条例施行規則第 35 条第 3 項におきまして、会議の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、会長である、大倉委員様にお願いいたします。よろしくおねがいします。

(大倉会長)

会長を務めさせていただくこととなりました大倉でございます。

前回は平成 27 年度と 3 年ぶりの審議会開催となりました。

委員の皆様とご一緒に、高知県にふさわしい屋外広告物のあり方を公正で適正に審議して参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、会長代理について、高知県屋外広告物条例施行規則第 34 条第 3 項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。会長職務代理委員については、松井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(大倉会長)

それでは、松井委員に会長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会では、会議録を作成して、その会議録に委員の代表者の方、2 名に署名をしていただくこととなっておりますので、私の方から会議録署名委員について、指名させていただきます。今回の会議録署名委員は、岡崎委員と、重山委員にお願いしたいと存

じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議案「高知県屋外広告物条例及び施行規則について」について審議いたします。

それでは、まず、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

高知県土木部都市計画課で計画担当しています佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案について、説明させていただきます。お手元の議案書の1ページをお開きください。まず、第1号議案を朗読させていただきます。

#### 【第1号議案】

30 高都計第 548 号。平成 31 年 2 月 20 日。高知県屋外広告物審議会会長様。  
高知県屋外広告物条例第 50 条第 3 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。  
平成 31 年 2 月 20 日 高知県知事。

屋外広告物条例及び規則の改正について。

改正する例規としましては、

高知県屋外広告物条例 (平成 8 年 3 月 26 日条例第 5 号)

高知県屋外広告物条例施行規則 (平成 8 年 4 月 30 日規則第 81 号)

改正の内容としましては、

[条例第 19 条] 屋外広告物の除却義務の明記。

[条例第 19 条の 2 (新設)、規則第 13 条の 2 (新設)] 屋外広告物の点検及び点検結果の提出義務の追加。

改正の理由としましては、平成 27 年に札幌市で老朽化した屋外広告物が歩行者へ落下する事故が発生したことを契機に、国土交通省は屋外広告物の所有者等による安全点検の促進等を内容とする屋外広告物条例ガイドライン(案)を改正しました。

このことを受けて、本県において屋外広告物の安全性の向上を目的とした、条例及び規則の改正を行うものです。

次のページ以降の条例新旧対照表につきましては、議案説明資料を用いて説明させていただきます。

それでは資料 4 をご覧いただければと思います。

まず最初に、屋外広告物審議会について説明させていただきます。屋外広告物審議会は、屋外広告物条例第 50 条に明記されておりまして、広告物又は掲出物件に関する重要事項を調査審議するための審議会です。

今回の条例改正については、第 3 項の重要と認める事項にあたりますことから、審議会

の意見を聴くことができるという規定に基づき、諮問させていただいております。

今回は、平成 27 年 2 月 9 日開催しております、『県道高知空港インター線における広告景観形成地区の指定について』お諮りいただいております。

次に、屋外広告物は情報の発信者にとって、どこに、どのようなものがあるか等を知らせるために有効なものです。よって、情報を受け取る側にとっても、有益なものであり、街の賑わいをより際立たせるものでもあり、その街の景観を構成する重要な要素であります。

屋外広告物は私たちが生活するうえで有益なものですが、無秩序に氾濫すると写真のように、今まで育んできた街の美観や景観、自然風景を阻害することとなります。

そうしたことから、まちの美観や景観は、県民共通の財産であることを踏まえて、秩序と節度を保つことを目的として、一定の規制が必要となります。

屋外広告物規制の役割としては、良好な景観を形成することと、風致、自然景観などの趣を保全、維持していくことを、規制の役割としております。

また、屋外広告物は人通りの多い所に設置されていることが多く、看板が落下すると多大な被害となることが想定されることから、安全確保という観点からも規制が必要となります。

まず、屋外広告物の定義について、ご説明します。

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、定着して表示されているものが一つの要件です。

また、建物の外側、屋外に表示されていることも要件です。例えば、公衆に対して表示されているものでも、建物の内側にあるものについては、屋外に表示されておらず、屋外広告物には該当しません。

高知県では、すばらしい景観を守り、広告物の落下等による危害を防止するため、屋外広告物の表示や屋外広告業について、条例によってルールを定めています。

なお、高知県内において、高知市内は高知市が、それ以外の地域は県が担当しています。

条例によるルールとは、表示する禁止物件、区域による規制、広告物の規模や構造での規制を行っています。

パンフレットの転載になりますけれども、左手の方に広告物等の種類とその内容が記述されておりまして、右手にはそれを図化したものと許可基準を載せております。

こちらが、規制の概要図です。

赤で示している禁止地域となる道路等、緑で示している許可地域となる道路があるほか、黄色ハッチで示す区域が許可地域となっております。

それでは、議案の詳細について説明させていただきます。

まず、安全対策を進めるきっかけとなった、大きな事件があります。

平成 27 年 2 月に発生した、札幌市での看板落下事故です。

札幌市の飲食店ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、歩行者の頭部に当たり、重体となりました。

事故発生後、国交省から緊急点検の依頼があったほか、屋外広告物条例のガイドラインが改正され、安全管理に関する内容の追加がありました。

その他、安全点検に関する指針（案）も作成され、各自治体の安全対策に係る対応が求められています。

高知県においても、事故発生後、平成 27 年 9 月 9 日に屋外広告物の許可事務を行う各土木事務所に対し、安全点検報告の実施を依頼し、許可更新時に安全点検報告を設置者が行うよう運用しているところです。

また、今回お諮りいただく、『条例改正』の検討を実施しているところであります。

高知県の現状としては、管理義務はありますが、点検についての特段の規定はなく、大型の広告物となる 30 平方メートル以上の表示面積の広告物に、屋外広告士等の有資格者による管理者を定めることとしています。

また、周辺自治体の状況としましては、高知市は、規則改正を行い、点検を義務づけたところですが、有資格者による点検の規定は設けていないような状況にあります。

また、四国 4 県のうち、香川県と愛媛県は条例改正を実施しており、徳島県は現在の運用で条例改正は検討していないような状況にあります。

課題としまして、今後も老朽化広告物が増えていくであろう、また、設置広告物の事故の発生などが懸念されています。

また、全国的に安全対策について、広告物は個人の財産であることから、先進事例が少ないうえに、実態把握ができていない状況にあります。

また、野立て看板やビルの壁面広告物等々、立地パターンによって屋外広告物の安全性上の課題も異なることから、安全対策に関する知見も乏しく、全国的にも安全対策が講じられていないような状況にあります。

課題に基づき、条例の改正として、管理義務の明瞭化、有資格者による点検の義務化、点検に関する事項の規定について検討を行いました。

まず、管理義務の明確化ということで、広告物又は掲出物件の最終の状態である、『除却』を明記するものであります。

2 つめが、点検の義務化ということですが、広告物全体について点検が不要なもの以外は点検が義務化するということと、一定の規模以上のものについては、有資格者による点検を位置づけていきたい、許可広告物について点検が必要なものについては、知事に報告をいただきたいということで、検討を行いました。

詳細については、後ほど説明させていただきます。

まず、条例の改正についてですが、現行の条例、国の条例ガイドライン、今回の改正案を表示させていただいております。

管理義務を規定している、19 条については、『広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置

し、又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。』としたいと考えており、役割を終える広告物に対して、除却まで屋外広告物の管理義務が生じることとして、『除却』の文言をガイドラインに習い追加したいと考えております。

ガイドラインと比較で、現状、管理義務は『広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者』に生じることとしているが、これまでの事故等での事例等から、国のガイドラインで『掲出物件の所有者若しくは占有者』にも2次的に責務があることから追加されています。

他県の事例でも反映する自治体と反映しない自治体がありますが、高知県においては、『広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者』が、必要な管理を実施することが重要と考え、変更しないこととします。

ガイドラインを反映しなかった、『掲出物件の所有者若しくは占有者』については、民法で瑕疵を問うことも物件の所有者に瑕疵のあるような状況によって可能であると考えています。

このことから今回の改正案では、広告物の管理は設置から除却まで、一連の状態に『当該広告物又は掲出物件に関し補修、その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければならない。』に、『除却』を追加することとしたいと考えています。

点検義務については、新設であり、まず、【第1項】広告物表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

ということで、ただし書にて定める規則の内容以外の屋外広告物について、すべて点検を行う必要があると規定するものであります。

点検を要しない広告物については、後ほど説明します。

次に、【第2項】前項本文の場合において、同項本文の広告物又は掲出物件が規則で定めるものであるときは、屋外広告士その他前項の規定による点検をするのに必要な知識及び技能を有する者として規則で定める者に点検させなければならないという内容で、規則で定める一定の規模以上の広告物については、屋外広告士のほか、規則で定める有資格者が点検しなければならない規定をするものであります。

有資格者点検が必要な広告物の規模、有資格者の内容についても、後ほど説明します。

3項となる部分につきましては、別途報告に関する内容を規定します。

添付書類の内容についても、後ほど説明します。

条例ガイドライン案との差がありますが、ガイドライン案では、すべての広告物の点検が必要であることが明記されていないことから、1項のものを2項に再編し、先ほど説明したとおり、1項を点検が必要な広告物、2項を有資格者点検が必要な広告物と定めることとしました。

次に施行規則の改正について、点検に関する事項の規定です。

規則については、条例のように国のガイドラインがあるものではなく、各自治体の判断に委ねられています。

このことから、13条の2という規則を新設し、先ほど説明した、条例の補完を行います。

まず、点検を要しない広告物又は掲出物件についてですが、条例において、すべての広告物に対して、点検をしなければならないことを明記したうえで、ただし書として、『規則で定める広告物又は掲出物件についてはこの限りでない。』と規定しています。

このただし書の規則が、

条例第19条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、壁面広告（直接塗装したものの他、これに類するものに限る。）、電柱又は電灯柱に直接塗装したものの又は巻付けにしたもの、広告幕、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等及び気球広告とする。にあたります。

これが、下の図に示します簡易的な広告物である、広告幕、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等及び気球広告に加え、電柱又は電灯柱に直接塗装したものの又は巻付けにしたもの、及び壁面広告へ直接塗装したものの他、これに類するものに限る。

特に、壁面広告について、直接塗装したものについては、広告物自体の破損や落下等が考えられないため、点検を要しないこととしており、これに類するものに限ると規定するのは、近年採用事例が多い粘着シート貼り等の塗装と同等の工法を取られる場合を想定しており、多様化する表示方法に対応するため、このような表現としています。

次に、有資格者点検が必要な広告物についてですが、条例において、広告物又は掲出物件が規則で定めるものであるときは、有資格者に点検させなければならない旨を規定しており、この規則が、条例第19条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものとするにあたります。

この、有資格者点検が必要な広告物が全国的で対応が異なる部分でもありますが、高知県においては、『地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるもの』にしたいと考えています。

理由としましては、建築基準法において、高さが4メートルを超える広告物等については、準用工作物として建築確認申請が必要となることや、道路の建築限界以上の高さとなり、道路空間上にも条件によって設置することができ、破損や倒壊の際に影響が大きくなること、標準点検では、橋梁などの点検においても近接目視、部材の状態を確認できる距離で点検することが基本であり、地上から4メートル以上の高さとなり、建物の2階より高い位置の広告物を看板のオーナー等個人で行うことは高所作業車が必要となるため容易ではなく、事故発生時の影響や点検者の安全確保の観点からも、技術のある有資格者に点検を依頼すべきと考えています。

図の広告物に着色したものが、有資格者点検が必要となる広告物であり、③のような、2段となるようなものでも、広告物一体として、4メートルを超えていれば、有資格者に

よる点検が必要となります。

また、表示面積が大きいものであったとしても、4メートル以下の高さに設置されていれば、同様に有資格者による点検が不要となります。

3つめの有資格者の基準についてですが、条例において、屋外広告士その他前項の規定による点検をするのに必要な知識及び技能を有する者として規則で定める者として規定しており、この規則が、

第13条の2第3項 条例第19条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第43条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する者であって、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士(木造建築士を除く。)の資格を有する者

(2) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者

にあたります。

このことから、有資格者として点検できる資格が、屋外広告士、屋外広告物講習会受講済みの建築士、点検技能講習修了者となります。

屋外広告士は、屋外広告に関する資格として、最上位のものとなりますので当然のことながら、条例で規定した建築士については、従前より30平方メートル以上の表示面積の構造物に求める管理者の資格として求めており、維持管理の一環である点検についても、資格を有すべきと判断しました。

点検技能講習修了者については、国の示す条例ガイドライン案、運用上の参考事項にも、『「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる。』と明記されており、有資格者として、判断したものであります。

また、これまでの説明を総括しますと、下表に示します点検義務一覧表のとおり、点検義務は許可の要否関係なく生じるものであり、点検の要しない広告物のみ点検が不要となります。

また、表示面積にかかわらず、4メートル以上の高さとなる広告物は有資格者による点検が必要となり、許可広告物については、点検が不要となるもの以外、すべて点検が必要となります。

屋外広告士と建築士については、既存の資格のため、イメージできると思いますが、点検技能講習については、今回の安全対策の一環でスタートした制度ですので、解説させていただきます。

この点検技能講習は、現在一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人日本サイン協会が実施している1日程度の講習が該当します。

条例規則上は、『屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出

物件の点検に関する技能講習』と規定していますので、将来的に同様の講習が開催されれば、その講習も点検技能講習修了者と取り扱うことが可能です。

表に示しております受講資格を見ていただきますと分かりますように、業界団体に所属していなく、関連する資格を有していない方でも、5年以上の経験年数と15件以上の工事件数があれば、受講することが可能となっております。

他県の状況を下記に示していますが、多くの都市で、この技能講習を有資格者として認める方針としています。

その他、電気工事士等を保有しているだけで、有資格者として認めている自治体もありますが、これは管理者として認めている資格条件と同一となっているためであります。

高知県においては、管理者の資格要件が、屋外広告士と建築士のみとなっていたことから、点検資格者についても同じ者として屋外広告士、建築士、点検技能講習修了者としています。

有資格者点検を求めるうえでは、点検に関する技術水準も一定確保する必要がありますので、新たな資格を認めるのでは無く、資格経験のある方に点検技能講習を受講し、点検に関する専門的な知識を身につけたうえで、点検業務にあたっていただきたいと考えたためであります。

点検報告書の様式については、議案書への添付資料と本スライドに示しているとおりとしたいと考えております。

この様式は、国土交通省都市局公園緑地・景観課が策定した、『屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（平成29年7月）』に示された、様式案に準拠したものであります。

高知県独自の様式とすることも可能でしたが、全国での様式の統一等の要望があることや、提出される書類の審査は、これまでと同じく県内土木事務所の事務職員が対応するため、技術的な点検結果の審査を行うことが難しいことから、この様式を採用することとしました。

全国版の様式に追記する事項としては、申請前3カ月以内に実施した点検の結果を記録、異常があった場合は点検箇所の写真と補修後の写真を別途添付、資格者の確認できる資料を添付であります。

これを規則に変更時に提出すべき内容として追加することとします。

これまで説明した、有資格者点検が必要な広告物がどの程度あるかについてですが、高知市分を除く県全体で、約3千5百件の許可広告物が存在しており、そのうち約2千3百件が地上からの高さが4メートルを超えるものであります。

調査結果の誤差は多少あるかと思いますが、全体の約3分の2が有資格者点検が必要な広告物となります。

下記に示すものが、県内の有資格者数であります。屋外広告士は県内で75名、技能講習修了者が26名、建築士が一級二級合わせて約1200人いますが、屋外広告業に専門的に携わる建築士は多くは無いと考えられます。

屋外広告物の許可申請は、3年に1度許可の更新を行う必要があるため、年間約800件の許可更新時の点検を100名程度の規模で、点検業務を行っていく必要があると考えられ、現状では一人あたり約8件点検が必要であります。

そのため、現時点においては、有資格者数は十分とまでは言えませんが、県外の業者も多数いますことから、対応は不可能であると言えないと判断しております。

また、点検技能講習の資格は、活用が無いことから、普及していないものであり、今後、本条例の改正によって、受講者数は増え、点検技術者の増加を期待していきたいと考えています。

全国の動向といたしましては、平成30年10月時点の調査で、47都道府県のうち、平成29年度に改正済みが9件、今年度作業中のものが7件、来年度以降予定があるものが、9件、未定・運用で対応予定のものが21件となっており、全国210自治体のうち、約3分の1程度が条例改正を実施していく予定となっております。

有資格者点検の対象となる基準は、各自治体で対応が統一されたものでなく、表示面積が一定規模以上になるものや、すべてを位置づける本県案と同様、4メートル以上の高さとなるもの等があります。

高知県におきましては、台風時の強風を始めとする厳しい自然条件下におかれ、また、沿岸部に許可地域が多く存在することから、塩害などの腐食の恐れもあります。

このことから、安全対策については、十分なものとする必要があると考えますが、厳しすぎる基準を設けると、設置や維持管理コストが増大し、広告主への負担が増大することから、全国的な対応から大きく逸脱することは、望ましくないと考えます。

このことから、先ほど説明した全国的にも実績のある、『許可広告物のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるもの』を採用することとしました。

安全対策における今後の取り組みにつきましては、条例改正後、十分な周知を図ることとして、チラシを作成し、業者側だけでなく、出資者へ対する理解も求めていきたいと考えています。

また、各土木事務所において整理方法が異なる広告物台帳の統一を図るとともに、ミスや負担の軽減、不許可広告物の指導を目的とした、位置と申請状況がリンクするような、データ化についても進めていきたいと考えています。

その他、例年実施している、9月10日の屋外広告の日において、当日のパトロールに合わせて、安全性に問題のある広告物への指導も始めていきたいと考えています。

最後になりますが、本条例改正のプロセスと今後の予定につきましては、平成30年度に条例改正案を作成し、本日の審議会において、案の内容について審議いただいたうえで、意見等があれば答申をいただき、条例改正案の調整を行い、7月に県法務課のヒアリング、8月に法制審議会を経て、9月県議会に条例議案を提出したいと考えています。

その後、改正となれば、条例施行日となる平成32年4月1日まで周知期間を確保したい

と考えています。

また、条例の法的な文書表現につきましては、今後のプロセスにおいて、審議され調整されることから、本審議会においては新たな規制となる内容の部分に注視して審議いただきたいと考えています。

以上で、第1号議案について、説明を終わります。

(大倉会長)

ありがとうございました、ただいま事務局が説明しました、高知県屋外広告物条例及び施行規則の改正について、お諮りしたいと思います。

ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

では私から、質問をさせていただきたいと思います。

管理義務の明瞭化についてお尋ねいたします。

広告物表示者等が不明になったときに関して、誰に管理義務について生じるのでしょうか。

(事務局)

管理義務は本条例に示していますとおり、表示する方、設置する方ですので、建物の管理者や掲出物件を所有する方ということになります。

(大倉会長)

当初設置した方が不明となり手の打ちようのない、危ない危険の生じるような看板が残っている場合もあると思いますので、ビルのオーナーさんですか土地の所有者さん、最初にご厚意によって貸し出しを許可する、広告物の掲示を許可された方々にも、後々責任が及ぶということで、その方々にも周知を図っていただくということで、この条例改正を進めていただければと思います。

他にありますでしょうか。

今回の条例改正のポイントというのが、屋外広告の点検技能講習修了者が増えるようにということで、そういった周知が必要だと考えます。

台風の強風や塩害といった、高知県の特色を踏まえた、人命を守るための条例改正ということでよろしいかと思います。

他に意見はいなでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、高知県屋外広告物条例及び施行規則の改正については、「原案のとおり」と知事に答申することでご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(大倉会長)

それではそのように答申することといたします。

全体を通して何かご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、今回の審議についてとりまとめたいと思います。

付議事項について、審議会としての意見はありませんでしたので、「原案どおり」と知事に答申いたします。

続きまして、会議次第（6）のその他に入ります。

何かおありでしたらご提案をお願いします。

それでは、私から、せっかくですので、幹事である県警本部からの出席をいただいておりますので、安全性の観点から、屋外広告物規制の考え方をお聞かせ願えればと思います。

理由としましては、これまでの主な審議内容に、自動車専用道路の延伸が予想されることから、次の審議会は未定でございますけれども、こういった観点から、県警本部からのご説明をお願いできないでしょうか。

(県警本部生活環境課 幹事)

それでは、今ご質問のあった、自動車専用道路の屋外広告物規制について意見を述べさせていただきます。

現在、自動車専用道路から 100 メートルの区域につきましては、禁止地域として規制されておりまして、広告物を設置してはいけないということになっております。

自動車専用道路において、広告物を対象とした統計はありませんが、風景等に目を取られていわゆる前方不注意を原因とする事故につきましては、過去 5 年間、数は概ね 10 件未満で推移しています。

これは、やはり高知県の自動車専用道路が山地を通っていることや、現行の規制があることで数が抑えられている状態であると思います。

ただ、今後、安芸市のように市街地や人の生活圏を横断するような自動車専用道路の建設が予定されています。

そもそも、広告物は設置者が一定程度の興味を引くといいますか、デザインや形状、大きさ等で設置することが多いと思いますが、やはり、そういうものでありましたら、運転者の目が奪われ、事故が発生する可能性は否めないということになります。

また、人の生活権を横断する状態であれば、通行者を巻き込んだ事故に発展する恐れも否めないと思います。

県警としましては、規制につきましては、このまま継続していただきまして、自動車専用道路周辺の広告物につきましては、基本的に禁止地域の指定を行い、安易な規制緩和は行うべきで無いと考えております。

ただ、現在、広告物が既に設置されている状況がうかがえますので、設置者に対しては説明を踏まえ、納得していただくような施策も必要であると考えます。

(大倉会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

私も、当審議会の委員のひとりとして、今後の審議の参考とさせていただきたいと存じます。

他にありませんでしょうか。

(田原委員)

先ほどまでの説明で、高速道路から 100 メートルの禁止地域の規制がありましたが、市街地を通る高速ができる可能性があることで、あくまで高速道路を通行する方に対し、視界の入らない 100 メートル以内の広告物の規制に関しては、どのように考えられていますか。

(事務局)

現在は、自然地形で見えない、視界に入らないものについては、100 メートル以内であっても、山によって遮られているものについては、許可をしていますが、人工物の裏側に看板が立っているようなものについては、今のところ禁止区域として規制しております。

先ほどもありましたとおり、今後、高規格道路が延伸していくこととなりますので、我々の方が後から禁止地域を指定していくことによって、既存の許可広告物について禁止地域の指定後に不適格となる場合も今後出てこようかと思えます。

それが我々も課題であると考えていますので、今後、本審議内のような場で議論をさせていただきたいと思えます。

県警の意見と同様、禁止地域については我々も必要であると考えていますし、かといって既存のものをどうするかという部分があり、その悩ましい部分について、今後議論していきたいと思えます。

(会長)

よろしいでしょうか。

他にありませんでしょうか。

それでは本日付議のありました、議案は以上でございます。

皆様のおかげで、第20回という節目の審議会において、人命を守るための、条例及び規則の改正が行われることとなりました。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日は、大変ご多用中のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

また、熱心なご討議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後は、本日の意見も踏まえまして、来年度の条例改正、再来年度4月からの施行に向けまして取り組んで参りたいと思いますので、今後ともご指導の程よろしくお願いいたします。

また、事務連絡ですが、本日会場までお車で来られた方で、有料駐車場をご利用になられた方は、お手数ですが、領収書の準備をお願いします。

以上をもちまして、第20回高知県屋外広告物審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さま、本日はどうもありがとうございました。